

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 28 年 11 月 16 日

豊後大野市長 橋本 祐輔

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
三重町森迫地区（更新）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 28 年 10 月 27 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
【経営体数】

法人	1 経営体
個人	経営体
集落営農（任意組織）	組 織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
  - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
  - ・中心経営体となる集落内の法人を中心に、水稻・麦・大豆・ピーマン・甘藷等の作付けを行い、集落の農地を守っていくとともに、法人の後継者確保のため、地域の若者を法人メンバ - に加え、持続的な営農ができるよう体制を整備していく。
  - ・個人で耕作できる経営体については、現状維持を図りながら営農を続ける。
  - ・農地の提供を行う経営体は、草刈や水管理を可能な範囲で行い、集落営農に協力する。